

年金記録の訂正に関する審査請求について (平成27年度)

平成28年12月
厚生労働省年金局

I 審査請求

1 受付・処理件数

	平成27年度			合計
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	
受付件数	84	77	15	176
裁決件数	15	13	2	30
容認	0	0	0	0
棄却	15	11	2	28
却下	0	2	0	2
請求取下げ	2	0	0	2
審査中件数	67	64	13	144

【参考】平成28年4月～10月の審査請求の状況

	平成28年4月～10月			合計
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	
受付件数	56	28	6	90
裁決件数	36	23	5	64
容認	0	0	0	0
棄却	35	19	5	59
却下	1	4	0	5
請求取下げ	0	1	0	1
審査中件数	87	68	14	169

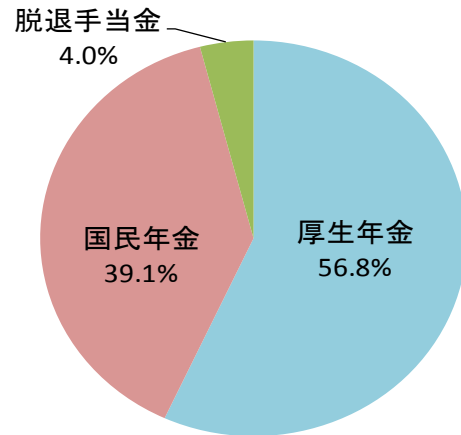
I 審査請求

2 不訂正決定処分及び審査請求の件数

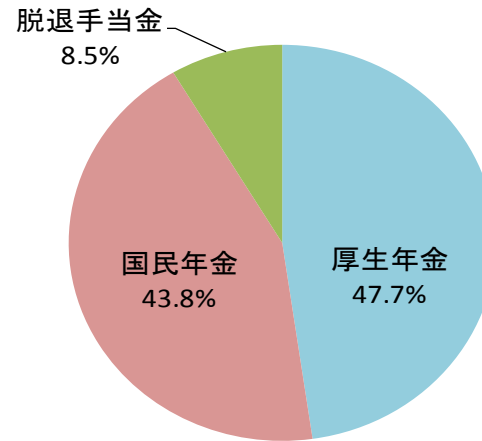
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
不訂正決定件数	843	580	60	1,483
審査請求件数	84	77	15	176
審査請求割合	10.0%	13.3%	25.0%	11.9%

注 審査請求割合は、平成27年度における不訂正決定処分に対する平成27年度に受付をした審査請求件数の割合である。

《不訂正決定件数の制度別割合》



《審査請求件数の制度別割合》

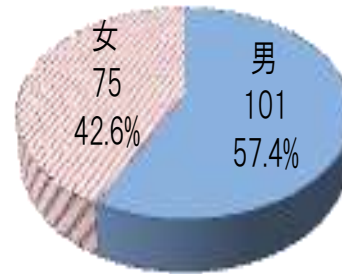
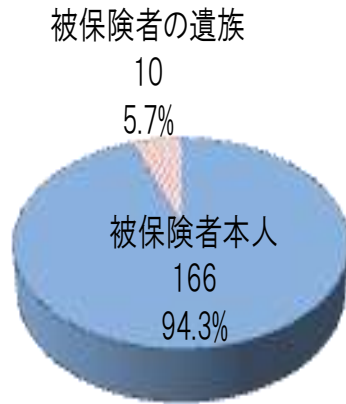


I 審査請求

3 請求人別・被保険者性別別

	請求人区分								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	63	14	77	6	1	7	69	15	84
国民年金	31	44	75	1	1	2	32	45	77
脱退手当金	0	14	14	0	1	1	0	15	15
合計	94	72	166	7	3	10	101	75	176

注 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である（請求人（遺族）の性別ではない）。

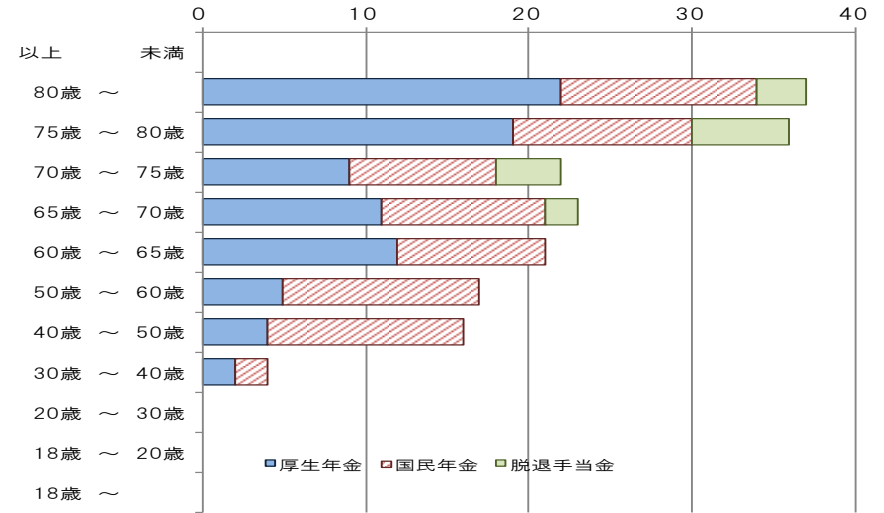


I 審査請求

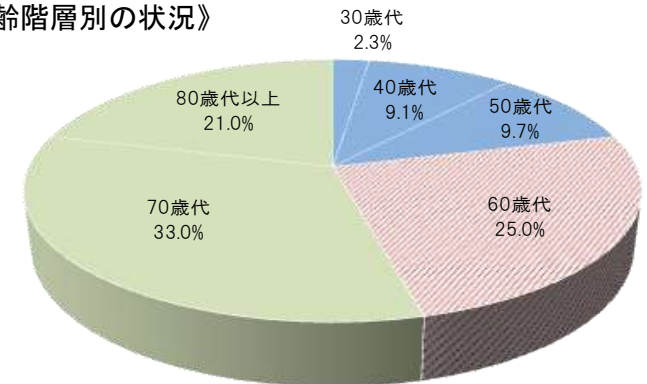
4 被保険者年齢階層別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上 未満				
80歳 ~	22	12	3	37
75歳 ~ 80歳	19	11	6	36
70歳 ~ 75歳	9	9	4	22
65歳 ~ 70歳	11	10	2	23
60歳 ~ 65歳	12	9	0	21
50歳 ~ 60歳	5	12	0	17
40歳 ~ 50歳	4	12	0	16
30歳 ~ 40歳	2	2	0	4
20歳 ~ 30歳	0	0	0	0
18歳 ~ 20歳	0	0	0	0
~ 18歳	0	0	0	0
合計	84	77	15	176

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別の状況》



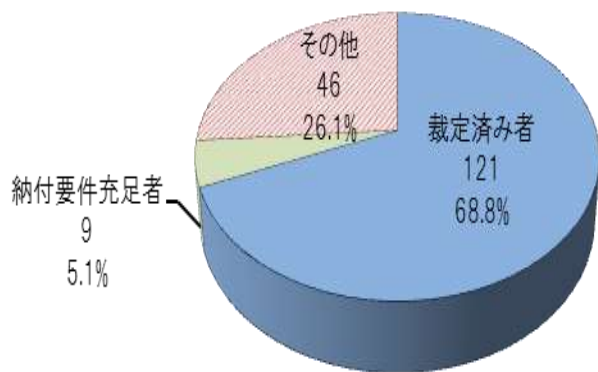
注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である（被保険者が死亡している場合も同じ。）。

I 審査請求

5 被保険者の区分別

	被 保 険 者 の 区 分			
	裁定済み者	納付要件充足者	そ の 他	合 計
厚生年金	64	4	16	84
国民年金	43	5	29	77
脱退手当金	14	0	1	15
合 計	121	9	46	176

- 裁定済みの者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
- その他
「裁定済みの者」及び「納付要件充足者」以外の者(現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)



I 審査請求

6 事案類型別の審査請求件数

	審査請求件数		
		事案類型別(注1)	事案類型別・請求期間別(注2)
厚生年金	84	87	168
①標準賞与額に係る訂正請求	—	0	0
②被保険者期間に係る訂正請求	—	64	123
③標準報酬月額に係る訂正請求	—	23	45
④その他の訂正請求	—	0	0
国民年金	77	80	128
⑤保険料納付に係る訂正請求	—	67	108
⑥免除期間に係る訂正請求	—	8	10
⑦その他の訂正請求	—	5	10
脱退手当金	15	15	15
⑧支給期間の全期間訂正	—	14	14
⑨支給期間の一部期間訂正	—	1	1
合計	176	182	311

注1 1つの審査請求につき複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

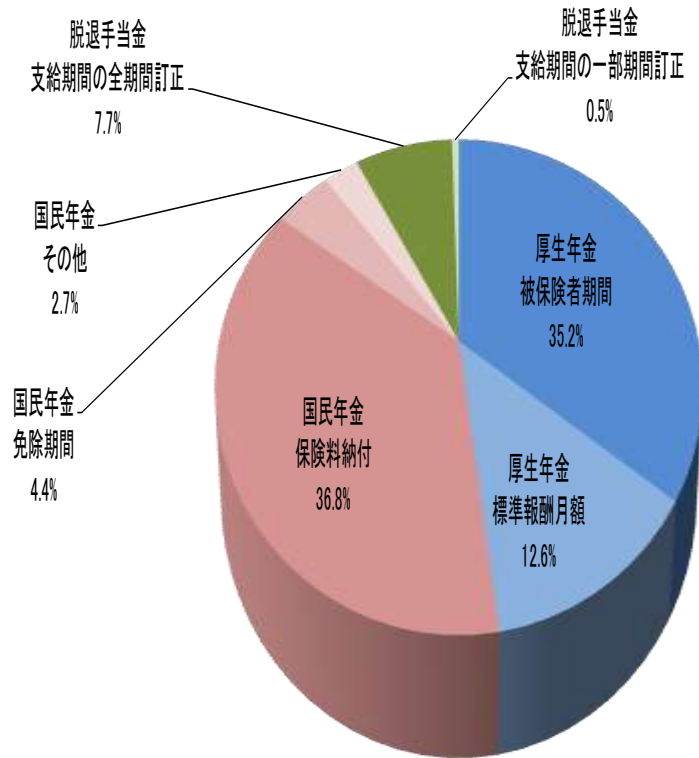
注2 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間がありうる。

・ 請求期間の分類(事案類型)の内容

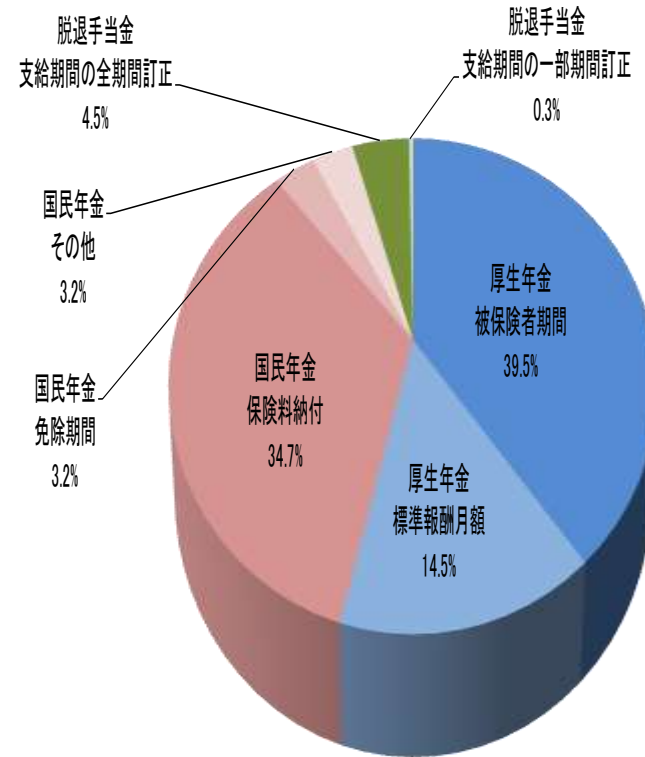
- | | |
|-----------------|--|
| ① 標準賞与額に係る訂正請求 | 標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの |
| ② 被保険者期間に係る訂正請求 | 資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの |
| ③ 標準報酬月額に係る訂正請求 | 標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの |
| ④ その他の訂正請求 | 被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの |
| ⑤ 保険料納付に係る訂正請求 | 国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの |
| ⑥ 免除期間に係る訂正請求 | 国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの |
| ⑦ その他の訂正請求 | 第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの |
| ⑧ 支給記録の全期間訂正 | 脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの |
| ⑨ 支給記録の一部期間訂正 | 脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの |

I 審査請求

《事案類型別の審査請求件数割合》



《事案類型別・請求期間別の審査請求割合》

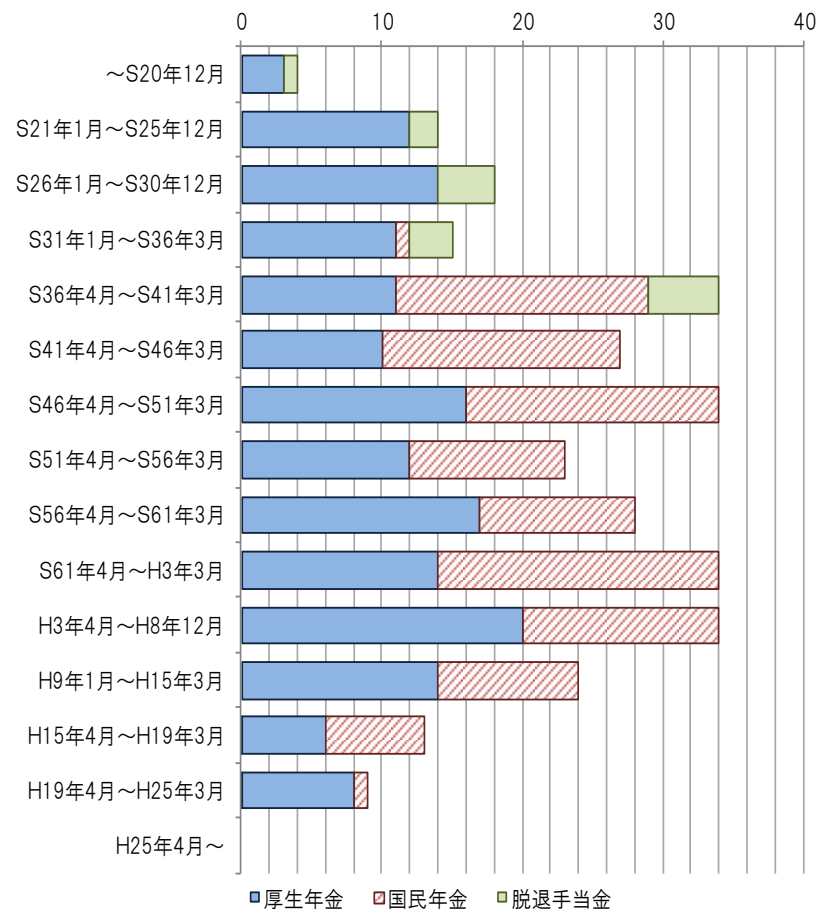


I 審査請求

7 請求期間(時期)別

以降	以前	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	3	0	1	4
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	12	0	2	14
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	14	0	4	18
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	11	1	3	15
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	11	18	5	34
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	10	17	0	27
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	16	18	0	34
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	12	11	0	23
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	17	11	0	28
昭和61年4月	～ 平成3年3月	14	20	0	34
平成3年4月	～ 平成8年12月	20	14	0	34
平成9年1月	～ 平成15年3月	14	10	0	24
平成15年4月	～ 平成19年3月	6	7	0	13
平成19年4月	～ 平成25年3月	8	1	0	9
平成25年4月	～	0	0	0	0
合計		168	128	15	311

《請求期間(時期)別・制度別の請求期間の状況》



注1 平成27年度に受付をした審査請求における請求期間の件数である。

注2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による。

Ⅱ 年金記録訂正にかかる訴訟事件

1 提訴の状況

	件数	事案類型	請求の趣旨	
			原処分の取消	原処分及び 裁決の取消
厚生年金	6	・被保険者期間 5 ・標準報酬月額 1	5	1
国民年金	3	・保険料納付 3	2	1
脱退手当金	2	・脱退手当金 2	1 (※)	1
計	11	—	8	3

※ 国家賠償法に基づく慰謝料等の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金についても請求している。

2 審査請求の状況

	審査請求あり	審査請求なし	
		裁決前提訴	裁決後提訴
厚生年金	4	2	2
国民年金	1	0	1
脱退手当金	1	0	1
計	6	2	4

3 判決・係争の状況

	判決	係争中				
		請求棄却	請求容認	請求一部容認	和解・取下げ ²	
厚生年金	1	1	0	0	0	5
国民年金	1	1	0	0	0	2
脱退手当金	1	1	0	0	0	1
計	3	3	0	0	0	8

注 平成28年10月末時点の状況である。